

野田市教育委員会告示第4号

野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例(昭和63年野田市条例第21号)第15条第3項の規定により指定管理者が定める野田市関宿コミュニティ会館の利用料金の額について、次のとおり承認したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

野田市関宿コミュニティ会館の利用料金の額

(令和6年4月1日から)

(1) ホール等

利用区分\時間区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
ホール	280円	410円
集会室(大)70㎡以上	220円	330円
集会室(小)70㎡未満	130円	220円
和室(大)20畳以上	220円	330円

(2) 附属設備

附属設備名\時間区分	午前9時から午後9時まで
グランドピアノ(1回につき)	410円

備考

- 1 自治会、いきいきクラブ、女性団体及び子ども会が利用する場合の利用料の額は、上記の表に定める額の半額とする。
- 2 市内に住所を有しない利用者に係る利用料の額は、上記の表に定める額の2倍の額とする。
- 3 有料で開催する演劇、音楽会等に係る利用料の額は、上記の表に定める額の2倍(市内に住所を有しない利用者については、4倍)の額とする。